



報道関係者各位

第 1 回阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費
不正請求に関する調査特別委員会を開催します。

1. 日時 令和8年8月3日(月) 午前 10 時から
2. 場所 羽曳野市議会 議場
3. 案件 (1) アドバイザーの選任について
(2) 地方自治法第 100 条に基づく調査について
(3) 委員会運営要領の制定について
(4) 今後の調査の進め方について
(5) 参考人招致について
(6) 記録の請求について
(7) その他

※なお、当日は、この調査特別委員会のライブ配信をいたしますので、議場外でもスマートフォン、タブレット端末、パソコン等でもご覧いただけます。(後日、録画配信もいたします。)

■問い合わせ先

羽曳野市議会事務局

電話番号 072-958-1111 内線 2000

メールアドレス shigikai@city.habikino.lg.jp

令和 8 年 7 月 29 日

報道関係者各位

地方自治法第 100 条に基づく特別委員会（100 条委員会）「阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費不正請求に関する調査特別委員会」の開催及び取材について（通知）

阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費不正請求に関する調査特別委員会 委員長 笹 井 喜世子（公印省略）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、本市議会の議会運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第 1 回調査特別委員会を下記期日にて開催いたします。

また、取材時の撮影等につきましては、下記のとおり事前手続きが必要となります。

なお、議場内での撮影は、一部、制限されますので、予めご了承の上、お手続きください。

記

1 開催日時 令和 8 年 8 月 3 日（月）午前 10 時

2 開催場所 羽曳野市議会 議場

3 事前手続きについて

当日の取材にあたりましては、事前に撮影の許可が必要となります。

撮影を希望される場合は、令和 8 年 8 月 3 日（月）午前 9 時 30 分（必着）までに、添付の「撮影許可申請書」を議会事務局までご提出（FAX またはメール可）ください。

事前の許可がない場合、当日の撮影をお断りすることがあります。

4 取材・撮影時の注意事項

議場内での写真・動画撮影は、委員長が認める冒頭の数分間（頭撮り）のみといたします。調査（または証人尋問等）が始まりましたら、速やかにカメラを停止し、所定の報道席へご移動いただくか、退室をお願いいたします。

取材中は、円滑な委員会運営のため、「撮影許可申請書」の裏面の確認事項を遵守いただきますよう。よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

羽曳野市議会事務局

電 話：072-947-3701

F A X：072-957-3165

メール：shigikai@city.habikino.lg.jp

撮影許可申請書

阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費
不正請求に関する調査特別委員会委員長 殿

報道機関名 _____

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先(Tel) _____

羽曳野市議会委員会傍聴要綱第6条の規定のとおり

令和8年8月3日開催の阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費
不正請求に関する調査特別委員会の会議場での録音・撮影の許可を以下のとおり
申請します。

使用目的

(_____)

使用機器と台数

(_____)

撮影者の人数 _____ 名

※裏面も必ずご確認ください

※撮影にあたって傍聴人の守るべき事項

羽曳野市議会委員会要綱第5条に規定する「傍聴人の守るべき事項」に加え、撮影の許可を受けた者は、下記に掲げる事項を遵守すること。

記

1. 照明の使用（フラッシュ撮影を含む）については、周囲に配慮すること。
2. 撮影を行う場所は、市議会事務局職員の指示する指定位置とし、みだりに移動しないこと。
3. 他の傍聴人を写さないこと。
4. 休憩中における撮影は行わないこと。
5. 撮影データの使用に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
6. 目的外に使用しないこと。
7. 各自用意した腕章等を着用すること。
8. その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、委員長及び議会事務局員職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、本許可を取り消す場合があります。

なお、許可を取り消した場合には、当該写真及び録音・撮影データを破棄していただきます。

また、次回以降の申請を不許可とする場合があります。

☐ 上記の内容を全て確認し、同意します。（レ点チェック）

市議会記入欄

阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費不正請求に関する調査特別委員会での録音・撮影を、

許可します ・ 不許可とします

阪本菜津代議員関係事業所にかかる障害児通所給付費
不正請求に関する調査特別委員会委員長

令和 年 月 日